毒 物 劇 物 販 売 業 登 録 申 請
（一般・農業用品目・特定品目）

※毒物劇物を直接に取り扱う場合のご案内です。
オーダー販売（毒物劇物を直接に取り扱わず、伝票操作のみを行う場合）は別のご案内をご覧ください。

必要書類をそろえて申請してください。

申請書	記 載 上 の 注 意 等
□ **毒物劇物販売業登録申請書** **（手数料16,900円）**	**記載例**参照
添 付 書 類 ※のある書類は、既に中央区保健所に同一の書類を提出していれば不要	記 載 上 の 注 意 等
□ 登記事項証明書 ※ （法人で開設する場合のみ）	1 6か月以内に発行されたものが有効 2 法人の目的の中に、毒劇物の販売に関する業務の記載が必要
□ 設備の概要図	以下の2つの図面を提出 1 毒物劇物の貯蔵設備（保管庫）の立面図（構造が分かるもの） 2 店舗の平面図（位置がわかるもの） ※毒物劇物を店舗に貯蔵しない場合は、店舗の平面図のみご提出ください。
□ **毒物劇物取扱責任者設置届**	**記載例**参照
□ **診断書** ※	1 毒物劇物取扱責任者について提出 2 診断項目には「精神機能の障害について、明らかに該当しないこと」「麻薬、大麻、あへん、若しくは覚せい剤の中毒者ではないこと」が必要 3 診断年月日から3か月以内のものが有効
□ **宣誓書** ※	毒物劇物取扱責任者が記名押印又は署名
□ 誓約書 ※	1 「視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を行うにあたって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うための措置を講じることが必要な者」を設置したときのみ提出 2 書類が必要な場合は係にお問い合わせください。
□ **証書**又は雇用契約書 ※	毒物劇物取扱責任者について、使用関係を証する書類
□ 毒物劇物取扱責任者の資格証明書 ※	**次頁参照**

◎毒物劇物取扱責任者の資格要件(法第8条第1項)と資格証明書

資格要件:1号から3号のいずれかにあたる者

1号　薬剤師:　**薬剤師免許証(又は登録済証明書)の本証と写し**

2号　厚生省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者

学校・学部	高等学校 専門学校	高等専門学校	大学・大学院等 (短期大学、大学院、旧大学令に基づく大学、 旧専門学校令に基づく専門学校を含む。)				
			薬学部 (4年制又は6年制)	理学部 理工学部 教育学部	農学部 水産学部 畜産学部	工学部	その他の学部・学科・研究科等
要件	30単位以上の化学に関する科目を取得	・工業化学科 ・これに代わる応用化学に関する学課	(全学科)	・化学科 ・理学科 ・生物化学科 等	・農業化学科 ・農芸化学科 ・農産化学科 ・園芸化学科 ・水産化学科 ・生物化学工学科 ・畜産化学科 ・食品化学科 等	・応用化学科 ・工業化学科 ・化学工学科 ・合成化学科 ・合成化学工学科 ・応用電気化学科 ・化学有機工学科 ・燃料化学科 ・高分子化学科 ・染色化学工学科 等	化学に関する科目の単位数が必修科目の単位中28単位以上又は50%以上である学科・研究科等
添付する資格証明書	単位取得証明書	卒業証書の本証と写し、又は卒業証明書					単位取得証明書

■化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学、工業技術基礎(※)、課題研究(※)等

※応用化学に関する学課を修了したことを証する書類に、科目名「(化学)」等の字句が明示され証明してあるものに限る。

例:「工業技術基礎(化学)」、「課題研究(化学)」

3号　都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者:　**合格証の本証と写し**

かつ、以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者

ア　18歳未満の者

イ　心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者
(精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)

ウ　麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ　毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者